

令和 8 年 9 月吉日

各 位

河津桜まつり実行委員会
出 店 対 策 部 会 長 板垣秀隆

河津桜まつり実行委員会賛助会加入のご案内

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、「第 37 回河津桜まつり」の開催期間は、令和 9 年 2 月 6 日(土)～3 月 7 日(日)となります。
河津桜まつり期間中の出店希望者は「河津町河津桜まつり露店等営業管理条例」により、河津町役場に営業届を提出することが決められております。また、営業届には「賛助会加入証」が必要となります。賛助会加入証は河津桜まつり実行委員会（事務局：(一社)河津町観光協会）にて賛助会費の納付及び手続きをすると発行されます。賛助会加入には下記の必要書類を期限までにすべてご提出ください。

また、新規の出店者は看板、スタッフベスト(1～2 枚以上)の代金を別途徴収させていただきます。

お花見客の方々に喜んで頂けるよう、出店者の皆様におかれましては良心的な営業を心がけて下さいます様宜しくお願い申し上げます。※看板は各自で大切に保管してください。

記

出店申込期間 令和 8 年 10 月 13 日(火)～令和 9 年 1 月 15 日(金)

※ 申込期間経過後は如何なる理由も受付不可 期日厳守の事

※ 手続きは令和 8 年 12 月 28 日～1 月 3 日を除く（9 時～17 時）にお願いします。

申請者全員

- ① 河津桜まつり実行委員会賛助会加入申込書と顔写真付きの身分証のコピー(露店者のみ提出)
- ② 誓約書（河津桜まつり賛助会員出店誓約書・警察提出誓約書・JAS 法誓約書）
- ③ 感染症対策に関する確約書
- ④ 賛助会費 ※金額については裏面「賛助会費」基準表で要確認
- ⑤ 図面添付
- ⑥ 食品衛生法許可証の写し・露店商許可証・食品衛生責任を証明する書類の写し

新規申請者

看板(7,000 円)、スタッフベスト(1 枚 4,000 円)代金

※紛失等で必要な方は申請時に代金と併せてお申込み下さい。

役場へ申請

河津桜まつり実行委員会発行の賛助会加入証、役場提出書類一式

※書類に不備があった場合、認印が必要となります。

その他

- ・警察の指導により、従業員の顔写真付き身分証コピーを、提出されなければ出店が取り消される場合があります。
- ・河津桜まつり期間中、各店舗及び駐車場の立ち入り検査を実施します。
申請内容と異なる場合は追加金を徴収する場合があります。

< 連 絡 先 >

河津桜まつり実行委員会 事務局 (一社)河津町観光協会

〒413-0512 静岡県賀茂郡河津町笹原 72-12 TEL0558-32-0290

「賛助会費」基準表

＜露店等出店者＞

「適用基準」 1 1場所に1店舗、1会計ごとの出店とする。

2 出店面積の規模を算定基礎とする。

3 町外者とは、河津町に住所を有しない者をいう。

4 河津町外に本店の住所がある法人で、河津町内に支店または営業所があり

申請の際には河津町役場町民生活課で「所在証明書」を添付することを条件とし、

且つ河津町観光協会及び河津町商工会に加盟している場合は町内者扱いとする。

5 露店に勤務するすべての従業員の顔写真付きの身分証＜例：自動車運転免許証、パスポート、マイナンバー（おもて面のみ）＞の写しを添付すること。

いずれの身分証もない場合は、顔写真を添付し、氏名、生年月日を記載すること

(円)

出店区分	出 店 規 模 内 容	賛助会費	
		町内者	町外者
A	面積10㎡未満のもの	40,000	60,000
B	面積10㎡以上20㎡未満のもの	80,000	120,000
C	面積20㎡以上30㎡未満のもの	120,000	180,000
D	面積30㎡以上のもの	160,000	240,000
E	自所有地において露店設営をせず小規模(1㎡未満)なもの	10,000	

※車上販売の面積の算定は、上記区分により適用する(申請書類として車検証写しが必要)

2 ＜駐車場営業者＞

「適用基準」 1 大型バス専用による収容力(F～G)

2 一般乗用車専用による収容力(H～K)

3 併用の場合、大型バスと一般乗用車の収容力に応じ、各区分を加算。

4 町外者とは、河津町に住所を有しない者、主たる事業所を有しない法人等をいう。

(円)

駐車場区分	収 容 力 の 規 模 内 容	賛助会費	
		町内者	町外者
F	大型バス専用収容力：1ヶ所 10台以上	80,000	120,000
G	大型バス専用収容力：1ヶ所 10台未満	50,000	75,000
H	一般乗用車専用収容力：1ヶ所 6～10台以内	20,000	30,000
I	一般乗用車専用収容力：1ヶ所 11台～30台	35,000	52,500
J	一般乗用車専用収容力：1ヶ所 31台以上	50,000	75,000
K	一般乗用車専用収容力：自所有地において 1～5台	10,000	

河津桜まつり出店図面の書き方の見本

出店（たて、よこ）の大きさ、店舗内の配置図をご記入ください。

※露店者は排水経路、浄化槽の経路、給水タンク、油の処理などきちんと記入されない場合受付致しませんのでご了承下さい。

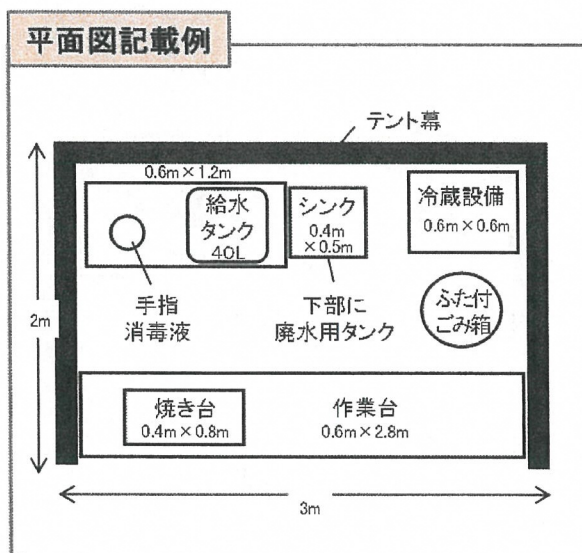
※駐車場の出店者は入口出口と台数をきちんと記載した図をご記入ください。

【1 場所に 1 店舗 1 会計ごとの出店】

【例として】露店営業の場合

※下記の図は給水タンク使用の場合です。
そのまま上水道が設置されている方は
排水管まで記載してください。
浄化槽につながっているか、いないか

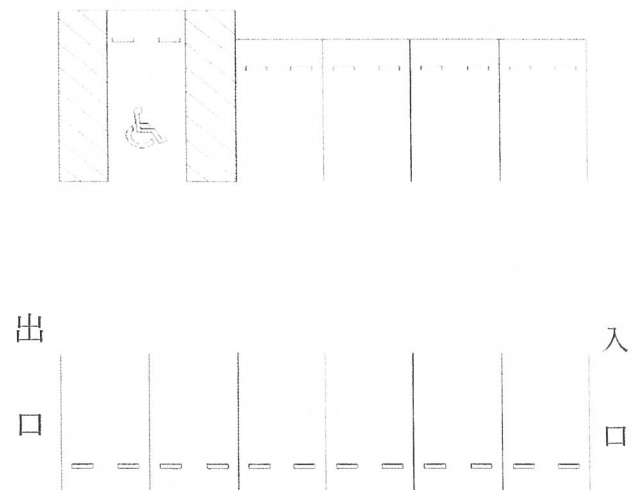
露店の方書き方↓



駐車場の場合

※入口、出口を記載し、車の配置
を記載してください。

駐車場申請の方書き方↓



出店No. 出店名

露店の方 ↓

出店規模 (面積 m²)

油の処理 (凝固剤を入れて固めます)

駐車場出店者 ↓

台数 (台)

第 37 回河津桜まつり出店者にお願いです

出店申込者は 1 営業につき 1 件の申請で！

河津町河津桜まつり露店等営業管理条例にもありますが、平成 23 年 8 月 1 日より施行された「静岡県暴力団排除条例」により、祭りなどのイベント等において、暴力団等及び暴力団員等と密接な関係を有する者は、露店を出店することが禁じられています。土地や出店場所の 又貸しをしないようお願いしておりますが、素性のよくわからない業者と賃貸借契約を結ばないようにくれぐれもお願いします。

1 営業分の露店申請の際、食品衛生法許可証の写し、露天商許可証の写し、食品衛生責任者を証明する書類の写し、顔写真付き身分証の写しが必要になります。同じ軒下で数軒の業者 が営業しないよう、必ず 1 営業につき 1 件の申請をしてください。また、出店図面には排水経路、給水も追加してご記入下さい。ご記入されていない申請書は受け付けられませんので十分に確認して提出してください。

※1 店舗とは売上収支が 1 つであること。1 店舗内での共同営業は、収支が別の場合 2 店舗扱いとなります。

河津桜まつり実行委員会

飲食店営業(露店) 許可が必要な食品・不要な食品

許可が必要な食品	許可を要しない食品
酒類	べっこう焼
やきとり	かるめ焼
フライ類	あめ細工
お好み焼	綿菓子
焼きそば	焼きいも
中華そば類	炒り豆
金つば	爆弾あられ
たい焼	ゆで栗
今川焼	甘栗等極めて単純な加工販売を行なう食品
ホットドッグ	甘酒、いかの煮付けの販売
アメリカンドッグ	もろこし
フランクフルト	あめ類
クレープ	りんごあめ
きりたんぽ	いちごあめ
ポテトフライ	山いも
フレンチドッグ	七味とうがらし
五平もち	はっかパイプ
焼饅頭	バナナチョコ
ミニカステラ	ニッキ
じゃがバタ	ほうづき
スピン	おもちゃ
揚げあられ	魚介類乾製品の加熱試食－するめ、乾物
たこ焼	
おでん	
いか焼(テッポウ焼)	
大学いも	
だんご類	
揚げいも	

* 県例規309露店の運用についてより抜粋

★その他の食品の取り扱いにつきましては 賀茂保健所衛生薬務課 TEL0558-24-2057へ

河津桜まつり実行委員会賛助会加入申込書

令和 年 月 日

河津桜まつり実行委員会
委員長 関 圭宏 様

私は、河津桜まつり実行委員会賛助会規約に賛同し、本会へ入会・出店したく申込みします。

届出者	住 所	〒 -			
	出 店 No.		出店名		
	届 出 者	Ⓜ			
	生 年 月 日	大正 ・ 昭和 ・ 平成		年	月 日
	電 話 番 号	- -	携 帯	- -	
	露 店 商 登 録 番 号				
営 業 責 任 者	住 所				
	氏 名				
	メールアドレス	(必須)			
	生 年 月 日	大正 ・ 昭和 ・ 平成		年	月 日
	電 話 番 号	- -	携 帯 No.	- -	
使用人等	別紙記載 1.使用人名簿 2.本人確認書(顔写真付き身分証)の添付				

出店概要	1. 出店場所(所在地)	河津町				
	(土地所有者住所)	()				
	(土地所有者氏名)	()				
	2. (ア)出店規模 (図面添付)	面積		m ²	店内のみ(バックヤード含む)	
	(イ) 駐車場規模※	大型バス		台	一般乗用車	

※駐車場経営者のみ記入

ゴミ処理	☐ ゴミ処理業者の委託 ☐ エコクリーンセンター東河に自己搬入 ☐ 民間焼却施設に自己搬入
トイレの対応	☐ 簡易トイレを自己設置 ☐ 実行委員会のトイレの利用 ☐ 公共トイレの利用 ☐ 自宅
出店者駐車場	☐ 出店者・従業員の車利用者は地図を添付 ☐ 駐車場は利用しない ☐ 自宅

◎裏面へ販売品目の明細(駐車場経営は除く)を必ず記入する事。

- 注意事項

①出店者名の看板掲示と商品や買い物袋に連絡先のわかるラベル等を添付する。スタッフベストも着用する。

②「河津桜まつり露店の営業届済証」・「賛助会加入証」・「避難経路図」を店内の見やすい場所に掲示する。

③その他食品衛生法(露天商等)、酒類販売等の法的許可証を掲示する。

④生産地の偽表示または又貸しは絶対しない事。

⑤使用人の欄が不足の場合には別紙にて届出をする事。(①～⑤の注意事項を必ず守ってください。)

*個人情報の保護について河津桜まつり運営に関することに利用し、それ以外の目的には使用しません。

第37回河津桜まつり 使用人（名簿）

番号	氏名（ふりがな）	生年月日	本人確認書
1		S・H 年 月 日	☐ 添付
2		S・H 年 月 日	☐ 添付
3		S・H 年 月 日	☐ 添付
4		S・H 年 月 日	☐ 添付
5		S・H 年 月 日	☐ 添付
6		S・H 年 月 日	☐ 添付
7		S・H 年 月 日	☐ 添付
8		S・H 年 月 日	☐ 添付
9		S・H 年 月 日	☐ 添付
10		S・H 年 月 日	☐ 添付
11		S・H 年 月 日	☐ 添付
12		S・H 年 月 日	☐ 添付
13		S・H 年 月 日	☐ 添付
14		S・H 年 月 日	☐ 添付
15		S・H 年 月 日	☐ 添付
16		S・H 年 月 日	☐ 添付
17		S・H 年 月 日	☐ 添付

※使用人の確認書を添付した際、☑に記載すること

※使用人が変更または追加された場合必ず実行委員会に届け出すること

出店No

出店名

■出店場所及び出店者駐車場の概略図（位置をはっきり分かりやすく記入）

--

■出店店舗の火気使用について

火気使用器具	有(ガス台 台 ・ プロパン 本 ・ 炭の利用) ・ 無
電気調理器具	有() ・ 無
発電機の使用	有(燃料 L) ・ 無
消火器	有(本) ・ 無
その他使用器具	石油ストーブ ・ 電気ストーブ ・ その他

■賠償責任保険等に

加入している ・ 加入していない(→まつり開始までに 加入する予定 ・ 予定なし)

■実行委員会が定めた誓約書及び確約書の提出(□にレ点でチェックしてください。)

☐	警察提出誓約書	☐	河津桜まつり賛助会員出店誓約書	☐	取扱商品の適正表示に関する誓約書	☐	感染症対策に関する確約書
--------------------------	---------	--------------------------	-----------------	--------------------------	------------------	--------------------------	--------------

■販売品目の明細

記入上の注意事項

*詳細まで記入する<例…みかんを販売する場合には、「温州みかん」「甘夏」など名称の記入>

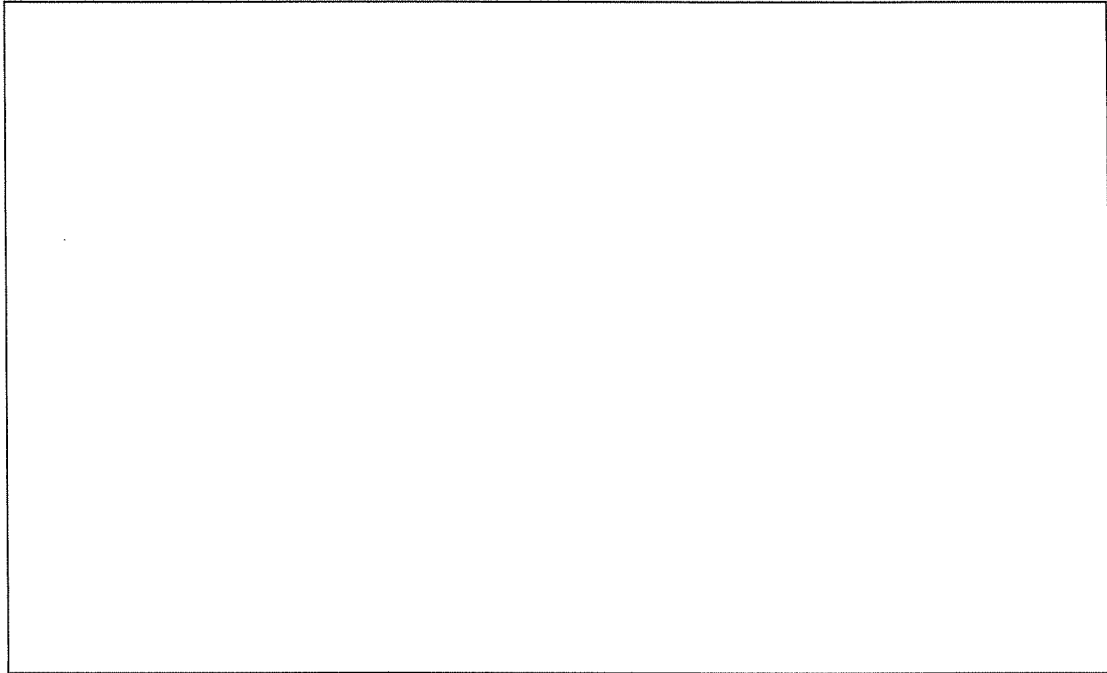
*野菜類、つるし雛など地場のものと間際らしいものは特に苦情が多いので生産地を必ず記入すること

商 品 名	販売単価	国産・外国産の別	商 品 名	販売単価	国産・外国産の別

(書ききれない場合は別紙に記入して添付の事)

河 津 ま つ り 実 行 委 員 会 殿

本 人 確 認 書



※ 顔写真付きの身分証＜例；自動車運転免許証、パスポート、マイナンバー（おもて面のみ）＞の写しを添付すること。

※ いずれの身分証もない場合は、顔写真を添付し、氏名、生年月日を記載すること

第 37 回 河津桜まつり出店図面

出店(たて、よこ)の大きさ、店舗内の配置図をご記入ください。

※**露店者は**排水経路、浄化槽の経路、給水タンク、油の処理などきちんと記入されない場合受付致しませんのでご了承下さい。

※**駐車場の出店者は**入口出口と台数をきちんと記載した図をご記入ください。

【1 場所に 1 店舗 1 会計ごとの出店】 図面を記載 ↓

出店No. 出店名 _____

露店の方 ↓

駐車場出店者 ↓

出店規模 (面積 m²)

台数 (台)

油の処理 ()

警察提出誓約書

私は、河津桜まつりに出店するにあたり、

静岡県暴力団排除条例を遵守し、同条例に基づき主催者が行う暴力団排除活動

を理解した上で、下記の事項について厳守することを誓約します。

(確認したら、下記「□」にチェックをお願いします。)

- ☐ 私又は従事予定者（使用人）は、下記のいずれかにも該当する者ではありません。
 - ・暴力団
 - ・暴力団員
 - ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・暴力団員の配偶者
 - ・暴力団関係企業
 - ・暴力団と密接な関係を有する者
- ☐ 私は出店に関して自ら営業します。
- ☐ 私は、今回許可を受けて出店した露店又はキッチンカー等で得た利益を暴力団等の反社会的勢力に提供することはしません。
- ☐ 私は、暴力団等の反社会的勢力に挨拶料、ショバ代（場所代）などのみかじめ料の名目如何を問わず、金品などを渡すなど、暴力団等の反社会的勢力にとって利益となる行為をしません。
- ☐ 出店申し込み時や露店出店時には、実行委員会関係者や警察官から身分証等の提出、呈示要求に従います。
- ☐ 暴力団等の反社会的勢力との関係を調査するため、出店申込書や身分確認書が関係機関に提出されることに同意します。
- ☐ 事前に申請した者以外の者を従業員として使用するときは、速やかに当該使用人の住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届け出します。
- ☐ 上記事実に反した場合は、直ちに店を撤去するとともに、出店の取り消しに伴う損害を生じても、一切、関係機関等にその損害賠償を要求しません。

以上について、私が違反した場合には、契約の解除その他貴殿が行う一切の措置について異議ありません。

河津桜まつり実行委員会 殿

令和 年 月 日

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

河津桜まつり賛助会員出店誓約書

私は、河津桜まつり実行委員会賛助会規約に則り、下記事項を遵守し、河津桜まつりの健全な運営を図ることをここに誓約します。

あわせて、私は河津町暴力団排除条例の基本理念に則り、暴力団等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと、及び露店等の出店に関し実行委員会の指導事項を遵守し、これに従わなかった場合には露店等を撤去されても不服申し立て及び賠償金等の請求をしないこと。申請後異なった場合は即座に再提出し追加の賛助会費を納めることを誓約します。

1 出店及び営業の適正化について

- (1) 出店場所…公共用地(道路にベンチ等置かない、河川の柵にのぼり旗は立てない)へ店舗及び関連設備等を設置しないこと。
- (2) 出店届出…届出者と営業者の相違がないこと。(店舗の転貸しをしないこと)
- (3) 駐 車 場…出店者が準備すること。台数は正確に記載すること(実行委員会管理の駐車場利用、道路に駐車しない)
- (4) ゴミ処理…地域のゴミステーションは利用しないこと。油の処理をきちんとする。
- (5) 水道利用…公共の公園やトイレの水道を営業行為に利用しないこと。
- (6) 火気使用…火気等取り扱いについてよく理解し消防署の指導を遵守すること。
- (7) 排水処理…排水経路の表示、浄化槽、給水を明確に出店図面に記載すること。

2 店名等の掲出及びスタッフベスト着用について

店名、責任者名、連絡先(電話番号等)を表示した実行委員会指定の看板を来店者から見える場所に掲出し、店員は指定のスタッフベストを着用すること。

3 販売責任、商品表示等の適正化について

販売責任を明確にするため、商品を入れるレジ袋等に店名、連絡先等を明示すること。(レジ袋等への印刷、シール貼付など)

購入者に納得いただける適正な販売価格で商品提供を行うとともに、産地、内容量など適正な表示を行い、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)を遵守すること。

4 賛助会費の返還について

河津桜まつりが中止になった場合にも賛助会費の返還を求めないこと。河津桜まつり実行委員会賛助会規約第8条に基づき集めた賛助会費はトイレの管理や感染対策に使用し河津桜まつり中止の際も行います。

5 その他

- (1) 河津桜の「苗木」販売について
苗木に店名、連絡先の表示を行い、アフターサービスに努めること。
- (2) 河津桜の「切枝」販売について
賛助会店舗においては、原則河津桜の切枝販売は行わないこと。
- (3) 河津桜まつり作業への参加について
賛助会員は翌年度10月上旬までに計3回の作業に参加すること。
※作業に欠席の場合は5,000円/回の出不足金を負担すること。
- (4) 河津桜まつり終了後の開花状況による対応について
各種法令を遵守し営業を行う事とする。営業を延長する場合は実行委員会へ報告すること。
- (5) 河津桜の保護のため、枝は切らないこと。但し、自分の敷地内ほか枝の剪定が必要な場合、実行委員会事務局に連絡すること。

令和 年 月 日

河津桜まつり実行委員長 様

店舗 No. _____ 店名 _____

代表者(届出者) _____ (印)

感染症対策に関する確約書

私 _____ は、第37回河津桜まつり出店にあたり、開催、中止の場合を問わず、感染防止対策を実施することに厳守することを確約したうえで、営業を行うよう誓約いたします。

なお、違反した場合は賛助会員取り消し等如何なる処分を受ける事になっても異議を唱えず処分に従います。

◇ 出店スタッフの感染防止対策

- ☐ 従事者は、使い捨て不織布マスクの着用で飛沫感染対策を推奨します。
- ☐ 使用後のマスクについては袋で密閉して処分します。
- ☐ 飛沫飛散を防ぐため大声での呼び込みはしません。
- ☐ 手指消毒液や水道にはハンドソープなどの手洗用洗剤を用意して消毒、手洗いをし従事者の衛生を保つよう整えます。

◇ 利用者の感染防止対策

- ☐ 手指消毒液等を用意して入店時に消毒して利用してもらいます。
- ☐ 飲食、喫煙時以外はマスクの着用を徹底し咳エチケットを呼びかけます。
- ☐ 飲食スペースは空間確保や向かい合わせにしないなど配慮します。
- ☐ 現金等のやり取りをする際は、トレーや手袋の活用をします。
- ☐ 電子マネー等の非接触会計の推奨を図る。（PayPay等）
- ☐ 試食・試飲を行う場合は感染対策をしっかりと行う。

河津桜まつり実行委員会 様

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

◇ 出 店 No. _____

◇ 出 店 名 _____

◇ (代表者) 届出者

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

T E L. _____ 携 帯 _____

* 確約書に書かれた、感染症対策事項を全て確認の上、☒マークをつけて提出してください。

取扱商品の適正表示に関する誓約書

私 _____ は河津桜まつり出店にあたり、取扱商品について食品表示法及び景品表示法等を遵守し、正確な情報を消費者に表示し販売する事を誓約いたします。

なお、法令に違反した場合は賛助会員取り消し等如何なる処分を受ける事になっても異議を唱えず処分に従います。

河津桜まつり実行委員会 様

令和 年 月 日

出 店 No. _____

出 店 名 _____

(代表者)

届出者住所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

携 帯 _____

営業責任者(氏名)

_____ (印)

(別紙提出書類)

提出必須

第36回 河津桜まつり

キャッシュレス化の対応について

令和 年 月 日

河津桜まつり実行委員会 行

実行委員会では、第37回河津桜まつりの出店において、出店者の皆様よりキャッシュレスの対応について確認をさせていただきます。

キャッシュレス化によるメディア等での情報提供や、キャッシュレス化を推進する上で、導入店舗のマップ等への表示など検討しておりますのでご協力下さい。

出店申請時に、必ずご提出頂けるようお願い申し上げます。

出店者住所			出店No.	
出店者名		届出者		
出店形態	常設店舗 ・ 仮設店舗（露店） ・ 駐車場 （何れかを○で囲む）			

※キャッシュレス対応について

①キャッシュレス化への対応 （何れかを○で囲む）

対応する ・ 対応しない

②キャッシュレスの種類について （該当する、すべてを○で囲む）

※ ①で「対応する」に○を囲んだ方は回答してください。

◆クレジットカード

・ V I S A () ・ マスターカード ()
・ J C B () ・ 中国銀聯カード ()
・ その他カード ()

◆電子マネー（ICカード）

・ S U I C A () ・ n a n a c o ()
・ W A O N () ・ i D ()
・ その他マネー ()

◆QRコード決済

・ P a y P a y () ・ d 払い ()
・ 楽天 P a y () ・ a u p a y ()

中国系

・ A l i p a y () ・ W e C h a t P a y ()

河津桜まつり実行委員会賛助会規約

（目的）

第1条 この規約は、河津桜まつり実行委員会（以下「委員会」という。）が「河津町河津桜まつり露店営業管理条例」（以下「町条例」という。）に基づき、賛助会を組織し、河津桜まつりの健全な運営を図ることを目的に必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 賛助会は、前条の目的達成のため、次の事業に関し、河津桜まつり実行委員会に協力するものとする。

- （1）河津桜まつりの誘客宣伝に関すること。
- （2）清掃及び環境保持に関すること。
- （3）健全な露店営業管理を行うこと。
- （4）来遊客の安全、防犯に関すること。
- （5）その他、本会の目的達成のため必要なこと。

（会員資格）

第3条 会員は、町条例を遵守し、賛助会規約に賛同する者とする。

- 2 町条例の（罰則）第10条に該当し、又は「河津町河津桜まつり健全運営に対する誓約書」に違反した者は会員資格を失うものとする。

（加入・審査）

第4条 賛助会に加入しようとする者は、賛助会加入申込書（様式第1号）を事務局に提出し、審査を経て、加入するものとする。

（賛助会費）

第5条 会員は、河津桜まつりの健全な運営を図るため、「別表1」に定める賛助会費を納めるものとする。

- 2 賛助会費は単年度会費とし、年度毎に改定することができる。

（賛助会加入証の交付）

第6条 委員会は、前条の賛助会費を納めた者に、賛助会加入証（様式第2号）を交付する。

- 2 賛助会加入証の有効期間は、出店申込受理日から1年間とする。

（賛助会費の返納）

第7条 会員は、賛助会費の払い込みの後、町条例第5条に定める届出済証の交付を受けられなかった場合、その旨を速やかに事務局へ届出るものとし、委員会は賛助会加入証と引き換えに賛助会費を返納するものとする。ただし、上記第3条2項によった場合はこの限りでない。

（賛助会費の用途）

第8条 賛助会費は、河津桜まつりの環境対策費用等にあてるものとする。

（出店条件）

第9条 会員は、出店者名の看板掲示と商品又は買い物袋に販売責任者・住所・電話番号等、連絡先のわかるラベルを添付するものとする。

- 2 会員は、委員会の交付する賛助会会員表示を店頭等の見やすい場所に掲出するものとする。

（規約外の規定）

第10条 この規約に定めのない事項については、河津桜まつり実行委員会委員長が別に定める。

付 則

- 1 この規約は平成 17 年 9 月 30 日から実施する。
(実施の時期)
- 2 第 9 条（出店条件）の新設および第 10 条（規約外の規定）の条文繰り下げの改正規約は、平成 18 年 9 月 22 日から実施する。
- 3 この改正規約は、平成 19 年 9 月 1 日から適用する。
- 4 第 6 条の改正規約は、平成 25 年 7 月 8 日より実施する。
- 5 第 6 条の改正規約は、平成 31 年 1 月 25 日より実施する。
- 6 第 10 条の改正規約は、令和 3 年 9 月 16 日より実施する。